| ※市で記入 | 実地指導日 | 令和 年 月 日() 午前・午後

令和5年度(2023年度)版

指定障害児通所支援事業者 自主点検表 【共生型放課後等ディサービス】

	該	当	種別															
					i祉サーン		等基	準第	78 条	第1項	に規	定する	指定	生活介	↑護事	業者が	行う共	生型放
種別						·一ビス等基準(※1)第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者が行う共生型 ・イサービス						共生型						
※該当 にOを					が着型さ 生型が						第1:	項に規	定す	る指定	€地域	密着型	通所介	護事業
入れて くださ い					活型力 型放設					第1項	ぼえだい しゅうしゅう こうしゅう こうしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	定する	指定	小規模	多機	能型居	宅介護	事業者
					活型† う共生							規定す	る指	定看證	養小規	模多機	能型居	宅介護
					活型介 記字介護										≧する	指定介	·護予防·	小規模
		事	業所都	号														
		名		称	i	i		i	i	i	i	i	i	į				
事業所	斤	所	在	地	₹													
		連絡先		(電	話)					(FAX	()						
				(メー	-ル)													
		管	理	者														
		名		称														
事業者			表 名•															
		所	在	地	※上記事	業所と	異なる	場合に言	記入									
記入(担当)者 職名・氏名																		
記入者連絡先 ※上記3			事業所と昇	異なる場合	に記入					記入	年月日	3	令和	和	年	月	日	
				大津市	ī福祉 i	部 福	祉指	導監	査課	:								
問いる	合わt	<u>+</u>		【電	話】	0 7	7 —	5 2 8	3 – 2	9 1	2	[FA	(X)	077	-5	23-	133	0
【メール】otsu1439@city.otsu.lg.jp																		

表紙記載の基準略称の正式名称

- (※1)指定居宅サービス等基準:指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- (※2) 指定地域密着型サービス基準:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)
- (※3) 指定地域密着型介護予防サービス基準:指定地域密着型予防介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)

【点検表の見方】

- 各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。
- 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。
- 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

≪根拠法令の略称≫

略称	名称
法	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
条例	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定
	める条例(平成31年大津市条例第31号)
省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年
	厚生労働省令第 15 号)
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平
	成 24 年障発 0330 第 12 号)
報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する
	基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する
	基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年障発0330第16号)

◆ 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠	
1 一般原則	(1) 個別支援計画に基づくサービス提供義務 事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 <u>(個別支援計画)を作成</u> し、これに基づき障害児に対して <u>サービスを提供</u> するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に <u>サービスを提供</u> していますか。	□いる □いない	条例第3条第1項 省令第3条第1項	
	(2)障害児の人格尊重 障害児の意思及び <u>人格を尊重</u> して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	□いる □いない	条例第3条第2項 省令第3条第2項	
	(3) 関係機関等との連携 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行 う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との密接な <u>連携</u> に努めていますか。	□いる □いない	条例第3条第3項 省令第3条第3項	
	(4) 虐待防止等の措置 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備 を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の <u>措置を講じ</u> ていますか。	□いる □いない	条例第3条第4項 省令第3条第4項	
	※参照→「運営規程」、「身体拘束等の禁止」、「虐待等の禁止」の項目 取り組んでいるものにチェックしてください。 □① 虐待防止に関する研修 □② 人権意識を高める、行動障害などの支援に関する研修 □③ 言葉の暴力、名前の呼び方や言葉遣いなど利用者の尊厳 に配慮した取組 □④ 虐待防止に係る掲示物の掲示 □⑤ 倫理綱領、行動指針等の作成、職員への周知			
	□⑥ 虐待(の兆候)がないかの定期的な自己点検等 □⑦ 職員の支援上の悩み等を受ける相談体制 □⑧ 虐待防止の観点から苦情解決体制を利用者等に周知 □⑨ 緊急やむを得ず利用者を拘束する場合のガイドライン (適応範囲・内容)の作成など共通認識に基づく対応 □⑩ その他()	≪参照≫ ・障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関す る法律(平成23年法律第79 号) ・障害者福祉施設等における障 害者虐待の防止と対応の手引 き(H30.6厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部) ・障害者(児)施設における虐 待の防止について(H17.10.20 厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部長通知)		
	〈解釈通知 第二の3(2)〉 ○ 虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制等をいうものである。			
2 基本方針	放課後等デイサービスに係るサービスは障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっていますか。	□いる □いない	条例第 79 条準用 省令第 65 条準用	

◆ 人員・設備等基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3 共生型事業	(1)指定生活介護事業者	□該当	条例第57条 省令第54条の2準
者の設備・ 人員等基準	① 従業者の員数 指定生活介護事業所の従業者の員数が <u>当該指定生活介護事業</u> 所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利 用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の 数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業 所として必要とされる数以上となっていますか。 ※ 直近の勤務実績を記載し、勤務表を添付してください。 年月分利用者合計数 人 従業者:必要数	□いる □いない	用
	② 技術的支援 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切 なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施 設から必要な技術的支援を受けていますか。	□いる □いない	
	(2) 指定通所介護事業者等(指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者)	□該当□非該当	条例第58条 省令第54条の3準 用
	① 設備 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定 通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受 ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル 以上となっていますか。 【設備の概要:食堂 mon	□いる □いない	
	② 従業者の員数 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護 事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所 介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受け る障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通 所介護事業所等として必要とされる数以上となっています か。 (※直近の勤務実績を記載し、勤務表を添付してください。) 年 月分 利用者合計数 人 従業者:必要数 人に対し配置数 人	□いる □いない	
	③ 技術的支援 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切な サービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設 から必要な技術的支援を受けていますか。	□いる □いない	

◆ 人員·設備等基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3	(3)指定小規模多機能型居宅介護事業者等	□該当	条例第59条
共生型事業 者の設備・	(指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居	□非該当	省令第54条の4準 用
人員等基準	宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者)		
(続き)	① 登録定員の上限	□いる	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該小規	□いない	
	模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介		
	護、共生型自立訓練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活		
	訓練)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイ		
	サービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介		
	護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の		
	上限をいう。) が 29 人以下となっていますか。		
	【登録定員		
	□サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテ		
	ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト		
	型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト		
	型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)にあって		
	は、18 人以下となっていますか。		
	② 利用定員の上限	□いる	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模	□いない	
	多機能型居宅介護等(指定小規模多機能型居宅介護、指定看		
	護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型		
	居宅介護)のうち通いサービスの利用定員(当該指定小規模多		
	機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1		
	全通いゲーとスを受ける障害者及び障害児の剱の台計剱の1 日当たりの上限)が登録定員の2分の1から15人までの範囲		
	内となっていますか。 【利用定員 人】		
	□登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業		
	所等にあっては登録定員に応じて、次の利用定員までの範		
	囲内となっていますか。 登録定員 26 又は 27 人: 利用定員 16 人		
	登録定員 28 人 : 利用定員 17 人 登録定員 29 人 : 利用定員 18 人		
	ロサニニノ」刑化ウ小担性を燃火刑尺ウ入業事業になった。		
	□サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては 12 人までの範囲内となっていますか。		
	③ 設備	□いる	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機	□いない	
	能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。		
	【設備の概要:居間		

◆ 人員·設備等基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3 共生型事業 者の設備・ 人員等基準 (続き)	④ 従業者の員数 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する基準を満たしていますか。 ※直近の勤務実績を記載し、勤務表を添付してください。 年 月分 利用者合計数 人 従業者:必要数 人に対し配置数	□いる □いない	
	⑤ 技術的支援 共生型放課後等デイサービスの利用者に対して適切なサービ スを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必 要な技術的支援を受けていますか。	□いる □いない	

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 管理者	専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 管理上支障がない場合はこの限りではない。	□いる □いない	条例第9条準用 省令第7条準用
	〈解釈通知 第三の1(3)〉 〇 管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとするが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。 ① 当該事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を含む)としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		
_	(1) 供表 7 古典式の訊字		条例第10条第1項集用
5 従たる	(1) 従たる事業所の設置 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を	□いる □いない	省令第8条第1項第
事業所を	設置していますか。	□0,40,	
設置する場合の特例	(2) 従たる事業所の従業者 従たる事業所を設置する場合において、主たる事業所及び従たる事 業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうち、それぞれ 1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務 に従事する者となっていますか。 〈解釈通知 第二の1(1)〉 〇 児童発達支援、放課後等デイサービスについて、次の① 及び②の要件を満たす場合に、一又は複数の「従たる事業 所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定できる。 ① 人員及び設備の基準 ア 主たる事業所と従たる事業所の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 従たる事業所の距離が概ね30分以内で移動可能な距離である。 ② 運営に関する基準 ア 利用申込みの調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、事業所間で相互支援が行える体制にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の職員管理、会計管理が一元的に行われていること。	□いる□いない	条例第10条第2項集用省令第8条第2項集用

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
6 労働条件 の明示等	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。 『 労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間 ②就業の場所・従事する業務の内容 ③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④賃金 ⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑥期間の定めのある契約を更新する場合の基準 など	□いる □いない	労働基準法第 15 条 労働基準法施行規則 第 5 条
7 従業者等の 秘密保持	(1) 従業者等の秘密保持の義務 従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 〈解釈通知 第三の3(37)①> 〇 従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの	□いない □いる	条例第49条第1項集用 省令第47条第1項集用
	(2) 従業者等であった者に対する秘密保持のための措置 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上 知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要 な措置を講じていますか。 〈解釈通知 第三の3(37)②〉 〇 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害 児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置 を取ることを義務付けたもの 〇 具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの 秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を 講ずべきこととするもの ☞ 在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに明 記することが必要となります。	□いる□いない	条例第49条第2項集用省令第47条第2項集用

	点検のポイント		点検	根拠	
	事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する すか。	□いる □いない	条例第39条準用 省令第37条準用		
	☞ 運営規程に法令等で定める記載事項が定めの現況や運営実態、重要事項説明書や利用契の記載と合っているか、点検してください。 ☞ 運営規程の記載事項を変更した場合は、障です。				
	運営規程に定めるべき重要事項	主な指摘のポイ	ント		
	① 事業の目的及び運営の方針	②~⑥など ・事業所の実態、重要	事項説明書		
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容	等と合っているか (特に②③⑥など)。			
	③ 営業日及び営業時間	③営業時間は事業所にし、受入体制を整え	ている時間		
	④ 利用定員 ※	であって送迎時間は含まない。 (平成24年厚労省Q&Aの103)			
	⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保 護者から受領する費用の種類及びその額	おいて同時 受けること の上限であ			
	⑥ 通常の事業の実施地域	り、サービス単位が	り、サービス単位があれば単位 ごとに定員を定める。		
	⑦ サービスの利用に当たっての留意事項	⑤指導、訓練以外の、 等のサービスがあれ			
	⑧ 緊急時等における対応方法	も記載する。 ⑥通常の事業の実施地	域は、客観		
	⑨ 非常災害対策 ※	的に区域が特定され ①虐待の防止は、具体			
	⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を 定めた場合には当該障害の種類 ※	められているか。 □虐待防止に関する	責任者の設		
	① 虐待の防止のための措置に関する事項	置 □苦情解決体制の整 □従業者に対する虐			
	① その他運営に関する重要事項 (苦情解決体制、事故発生時の対応等)	□従来省に対する虐 のための定期的な □虐待防止委員会の設 ること 等			
	☞ 従業者の員数、営業日・時間、利用者負担 事業の実施地域などが、事業所の実態や重要 るか、見比べてください。 ☞ なお、従業者の員数は、人数を定めればよ 訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数 「大津市条例で定める基準を下回らない範属 る。」と定めることができます。 ☞ 通常の事業の実施地域については、地域外				

● 連営に関す	,の本年 点検のポイント	点検	根拠
9	(1) 重要事項の説明	□いる	条例第14条第1項準
内容及び	通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当	□いない	用
手続の説明	該利用申込みを行った保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の	_ 0.0	省令第12条第1項準
及び同意	特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規		用
及い内忠	程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択		
	に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書、パ		
	ンフレット等)を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始		
	について当該利用申込者の同意を得ていますか。		
	<解釈通知 第三の3(2)>		
	O あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために		
	必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を		
	受けることにつき、同意を得なければならない		
	・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制		
	・ 事故発生時の対応 ・ 苦情解決の体制 等		
	☞ 利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされて います。○いては、季更更質問まは20m/には、説明者の際氏を		
	います。ついては、重要事項説明書は2部作成し、説明者の職氏名 を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印		
	等を受け、1部は利用者に交付、1部は事業所で保管してください。		
	☞ 重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となって		
	いる例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を		
	理解して事業所を選択するために、利用申込の際に(契約前に)説		
	明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印		
	が必要です。		
-	(2)利用契約	□いる	条例第14条第2項準
	社会福祉法第77条の規定(利用契約の成立時の書面の交付)に	□いない	用
	基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の		省令第12条第2項準
	特性に応じた適切な配慮をしていますか。		用
	<解釈通知 第三の3(2)>		
	〇 利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心		
	身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77		
	条第1項の規定に基づき、		
	①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地		
	②当該事業の経営者が提供するサービスの内容		
	③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日		
	⑤サービスの係る苦情を受け付けるための窓口		
	を記載した書面を交付すること。		
	なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記		
	載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他		
	の情報通信の技術を利用する方法により提供することがで		
	きる。		
	☞ 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人・		
	法人代表者)です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載		
	し、代表者印を押印してください。(※契約権限を内規・委任状等に		
	より委任している場合を除く)		
	☞ 利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、		
	1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。		
	☞ 契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていな		
	いため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。		

▼ 連呂に関	<u> </u>	点検	根拠
10	(1) 受給者証への必要事項の記載	□いる	条例第15条第1項準
契約支給量	サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定	□いない	用
の報告等	保護者に提供することを契約したサービスの量(契約支給量)その	_, _,	省令第13条第1項準
37 TK LI 13	他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を保護者の通所受給者証		用
	に記載していますか。		
	<解釈通知 第三の3(3)>		
	〇 事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事		
	項を記載すること。		
	・事業者及び事業所の名称		
	・ 支援の内容 ・ 契約支給量 (月当たりの支援の提供量)		
	・契約日等		
	事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サ		
	ービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れな く受給者証に記載してください。		
	☞ 契約が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合に		
	は当該月で既に提供したサービスの量を記載してください。		
	☞ 記載した後に <u>受給者証のコピーを保管</u> し、常に受給資格、記載内		
	容を確認できるようにしておいてください。		
	→「19 受給資格の確認」を参照		
	(2)契約支給量	□いない	条例第 15 条第 2 項
	契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていま	□いる	準用
	せんか。	່ ⊓ທ.⊘	省令第13条第2項
	2.0% 0		準用
	(3) 市町村への報告	□いる	条例第 15 条第 3 項 準用
	サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その	□いない	4年7月 省令第 13 条第 3 項
	他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。		準用
	(4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い	□いる	条例第 15 条第 4 項
	受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準	□いない	準用
	じて取り扱っていますか。		省令第 13 条第 4 項 準用
11	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。	□いない	条例第 16 条準用 公会第 14 条準用
提供拒否の		□いる	省令第14条準用
禁止	< 解釈通知 第三の3(4)>		
	〇 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次の とおり		
	こあり		
	② 入院治療の必要がある場合		
	③ 当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場		
	合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困		
	難な場合等		
	〇 支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質		
	的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理		
	由に当たらないものである。		
12	サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う	□いる	条例第 17 条準用 省令第 15 条準用
連絡調整に	連絡調整に、できる限り協力していますか。	□いない	ᆸᄓᅑᅜᅕᆍᄺ
対する協力			

項目	点検のポイント	点検	根拠
13 サービス 提供困難時 の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□いる □いない	条例第 18 条準用 省令第 16 条準用
14 受給資格の 確認	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者 証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の 有効期間、支給量等を確かめていますか。	□いる □いない	条例第 19 条準用 省令第 17 条準用
15 障害児通所 給付費等の 支給の申請	(1) 通所給付決定を受けていない者 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合 は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申 請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第20条第1項準用 名令第18条第1項準用
に係る援助	(2) 利用継続のための援助 サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第20条第2項準用 名令第18条第2項準用
16 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□いる □いない	条例第 21 条準用 省令第 19 条準用
17 指定障害児 通所支援事 業者等との 連携等	(1) サービス提供時の関係機関等との連携 サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを 行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス 提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第22条第1項準 用 省令第20条第1項準 用
建 捞寺	(2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して 適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う 者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第22条第2項準 用 省令第20条第2項準 用

● 連呂に関す	点検のポイント	点検	根拠
18	(1)サービス提供の記録	□いる	条例第23条第1項準
サービスの	サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な	□いる □いない	用
提供の記録	事項を、サービスの <u>提供の都度記録</u> していますか。	□6,46,	省令第21条第1項準 用
	<解釈通知 第三の3(10)①> 〇 保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたもの。		
	☞ 利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動 状況の概要を、「業務日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に 残してください。 ☞ 連絡帳も記録の一つであり、手元に残らないのであれば、必要に 応じてコピーを取るなどしてください。		
,	(2) サービス提供の確認 上記(1)の規定による記録に際しては、保護者からサービスを 提供したことについて確認を受けていますか。	□いる □いない	条例第23条第2項準 用 省令第21条第2項準 用
	<解釈通知 第三の3(10)②> ○ サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければならないこととしたもの。		
	☞ サービス提供実績記録表など(報酬請求の入力の際に照合する書類等)に、日々利用の都度、保護者からサイン等の方法により利用確認を受けてください。 ☞ 併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。		
19 保護者に 求めること のできる金 銭の支払の	(1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を 求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障 害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めること が適当であるものに限られていますか。	□いる □いない	条例第24条第1項準 用 省令第22条第1項準 用
範囲等	(2) 金銭支払いに係る保護者への説明 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにすると ともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。 ※ 次の20(1)から(3)までに規定する支払については、この限 りでない	□いる □いない	条例第24条第2項準用 省令第22条第2項準用
20 利用者負担 額等の受領	(1) 通所利用者負担額の受領 サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービス に係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。	□いる □いない	条例第84条第1項準用 省令第70条第1項準用
	(2) 法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定 保護者から、サービスに係る通所支援基準額の支払いを受けていま すか。	□いる □いない	条例第84条第2項準用省令第70条第2項準用

項目	点検のポイント		点検	根拠
20	(3) その他受領が可能な費用		□いる	条例第84条第3項準
利用者負担	上記の支払を受ける額のほか、提供される便	宜に要する費用のう	□いない	用
額等の受領	ち、日常生活においても通常必要となるものに	に係る費用であって、		省令第70条第3項準 用
(続き)	保護者に負担させることが適当と認められる	ものの額の支払を通		т
	所給付決定保護者から受けていますか。			
	<利用者負担の費目と金額(「月〇〇円」等)を	を記入>		
	費目	金額		
	①			
	2			
	3			
	4			
	5			
	≪参照≫			
	「障害児通所支援又は障害児入所支援におけ	ける日常生活に要する	費用の	
	取扱いについて」(H24.3.30 障発 0330 第3	1号厚生労働省社会・	援護局	
	障害保健福祉部長通知)			
	〇 給付費の対象となっているサービスと明確に	区分されない曖昧な名目	による	
	費用の受領は認められないこと。したがって、お	お世話料、管理協力費、非	共益費、	
	施設利用補償金といったあやふやな名目の費用	の徴収は認められず、費	用の内	
	訳が明らかにされる必要がある。	なて悪中、/「ての小の口	出土江	
	〇 「日常生活においても通常必要となるものに 費」) の受領については、保護者等に事前に十分			
	ければならない。	なからて110、 (0)円忠	ে বৈ বি প্	
	〇 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及	びその額は、運営規程で	定めら	
	れなければならない。			
	〇 「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次の			
	(1) 身の回り品として必要なものを事業者が提			
	(2) 教養娯楽等として必要なものを事業者が提	供する場合の貧用		
	(4) 经加票 办女任			条例第 84 条第 4 項準用
	(4)領収証の交付	S. I. I. I. A. I	口いる	余例第 84 余第 4 填华用 省令第 70 条第 4 項準用
	上記(1)から(3)の費用の額の支払を受		口いない	
	用に係る領収証を当該費用の額を支払った通	所給付決定保護者に		
	対し交付していますか。			
	(5)通所決定保護者の同意		□いる	条例第84条第5項準用
	上記(3)の費用に係るサービスの提供に当	たっては あらかじ	□いない	省令第70条第5項準用
	め、通所給付決定保護者に対し、当該サービス		۵.,۵۰۰	
	いての説明を行い、保護者の同意を得ています			
	いての武労で1」い、休時日の回思で待ていまり) /J' ₀		

項目	点検のポイント	点検	根拠
21 通所利用者 負担額に 係る管理	通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供する 通所支援サービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼が あったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者 負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定していますか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確 認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該 保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知しています か。	□いる □いない	条例第 26 条準用 省令第 24 条準用
22 障害児通所 給付費の額 に係る通知 等	(1) 通所決定保護者への通知 法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費の支 給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る 障害児通所給付費の額を通知していますか。 「通知は給付費の受領日以降に発出してください。 「通知には、通知日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、 給付費の受領日・給付額などを記載します。	□いる □いない	条例第27条第1項準 用 省令第25条第1項準 用
	(2) サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。	□いる □いない	条例第27条第2項準 用 省令第25条第2項準 用
23 サービスの 取扱方針	(1) サービスの提供への配慮 事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ て、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然か つ画一的なものとならないよう配慮していますか。	□いる □いない	条例第28条第1項準用 名令第26条第1項準用
	(2) サービス提供に当たっての説明 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保 護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすい ように説明を行っていますか。 〈解釈通知 第四の3(15)②〉 〇 支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほ か、行事及び日課等も含むものである。	□いる □いない	条例第28条第2項準用 省令第26条第2項準用
	(3) サービスの質の評価及び改善 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	条例第28条第3項準 用 省令第26条第3項準 用
	<解釈通知 第四の3(15)③> O 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたもの。		

項目		点	検のポイント				点検		根拠	
項目 23 サービスの 取扱方針 (続き)	事評評評 を コミ四五 六七 マーニュ 四五 六七 マーニュ 四五 大七 マーニュ 四五 大七 マーニュ のらる ー ニュ 四五 大七 マーニュ のられる とのまま 業業 係割 無り価値も当 かってきるのま	平価及び保護者割の当時では、上書を行うに、改善ととででは、というでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	呼価の実施 規定により、その はたっては、次に持 該事業者を利用するを図っていますが 、障害児の適性、『 るための体制の整理 るための体制の整理 るが資質の向上のが はび備品の状況 の連携、交流等の関 る必要な情報の持 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	引るの、章備との文是の対元となば、よけるの、害のめの組の供、策をしている。 実ら 厚事害 を特別する おりましき ままり はいしょう はいまま はいままりまま はいまま はいままりのの はいまま はいままりままりままままります はいままり はいままり はいままままままままままままままままままままままままま	項について 児の <u>保護者</u> 性その他の 別言・援助の 事業保によ が までいこ。 第一の はい が もない が もない が もない に が もない に が もない に もない に もない に もない に もない に もない に もない に もない もない に もない に もない に もない に もない に もない に もない に もない に も と も と も と も と も と も と も と も と も と も	(に)事実 実ののの	点検 □いる □いない	用	根拠 第 28 条第 4	
	《参照》	等デイサービスガィ	イドライン」(平成2	27年4月	厚生労働省	保健福	祉部長通知)			
	事業者に		表 に1回以上、上記 D利用その他の方				□いる □いない	用	第28条第5	
	≪自己評価	等結果の状況≫								
			令和	4年度			令和5	年度		
	T.60	保護者評価	年	月	日		年	月	日	
	取組 時期	職員による自己評価	年	月	日		年	月	日	
		事業所全体による評価	年	月	B		年	月	日	
		公表日	年	月	日		年	月	日	
	公表 結果	公表の方法	□インターネッ □保護者向けお □事業所内の掲 □その他	知らせ)	□保□事	ンターネット 護者向けお失 業所内の掲え の他	ロらせ	.)	
	市	への報告	□あり(提出日 □なし(理由:	: 年	月 日)		_			
	•	が未実施の場合、 こついて減算が遊	未公表状態が解消 類用となる。	当される	までの間、	障害				

◆ 運営に関す	•		
項目	点検のポイント	点検	根拠
24 個別支援 計画の作成	(1) 個別支援計画の作成業務 管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画の作成に関 する業務を担当させていますか。	□いる □いない	条例第29条第1項準 用 省令第27条第1項準 用
等	〈解釈通知 第三の3(16)①〉 ○ 個別支援計画には次の事項等を記載すること ・保護者及び障害児の生活に対する意向 ・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・サービスの具体的内容(行事や日課等も含む) ・サービスを提供する上での留意事項等 ○ 計画の様式は事業所毎に定めるもので差し支えない。 ○ 個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 	にも、f 童発達 氏名を は署名 同意日	「書には上記以外 作成日・作成者(児 支援管理責任者) 記載し、利用者に ・押印等のほか、 も記載してもら ださい。
	(2) アセスメント 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、 障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等 の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支 援内容を検討していますか。	□いる □いない	条例第29条第2項準 用 省令第27条第2項準 用
	〈解釈通知 第三の3(16)②〉 ○ 児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施 ①担当者等会議を開催し、計画原案について意見を求める ②計画を保護者及び障害児に説明し、文書で同意を得る ③保護者へ計画を交付する ④計画の実施状況を確認しながら、見直すべきかを検討		
	(3) 保護者等への面接 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者 及び障害児に面接していますか。 この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分 に説明し、理解を得ていますか。	□いる □いない	条例第29条第3項準 用 省令第27条第3項準 用
	(4) 児童発達支援管理責任者の役割 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、 サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。	□いる □いない	条例第29条第4項準 用 省令第27条第4項準 用
	<解釈通知 第三の4(5)②> ○ 基準第27条で定める個別支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支については、個別支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、「に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。	障害福祉サービス こついて豊富な知	スや高齢者介護の提供 知識及び経験を有する

項目	<u></u> 点検のポイント	点検	根拠
2 4	(5)計画作成に係る会議	□いる	条例第29条第5項準
個別支援	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、	_	用
計画の作成	障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う)	省令第27条第5項準
等	会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。この場	1	用
(続き)	合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報機器(テレビ電		
	話装置等)を活用する方法により開催することができる。		
	<個別支援計画作成に係る会議を開催している場合の内容>		
	会議名		
	会議開・新規利用者の場合()	
	74544B	,	
	によりにのため口)	
	参加者		
	☞ 個別支援計画作成に係る会議を開催し、計画原案の内容について 意見を求め、計画の原案とともにその記録を残してください。		
	····································	□いる	条例第29条第6項準
	(O) 計画の问念 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、	_	用
	保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書		省令第27条第6項準
	によりその同意を得ていますか。	<u>-</u>	用
	<u>によりての同志</u> と同ているすが。		
	(7)計画の交付	□いる	条例第29条第7項準
	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当	□いない	用 火会等 27 冬等 7 西淮
	該個別支援計画を保護者に <u>交付</u> していますか。		省令第27条第7項準 用
	(8)計画の変更	□いる	条例第29条第8項準
	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施	_	用
	状況の把握(利用者についての継続的なアセスメント(モニタリン		省令第27条第8項準
	グ)を含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別		用
	支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行		
	っていますか。		
	(9) モニタリング	□いる	条例第29条第9項準
	児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者	_	用 省令第27条第9項準
	との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定	-	用
	めるところにより行っていますか。		
	一 定期的に保護者及び障害児に面接すること		
	二 定期的にモニタリングの結果を記録すること		
	(10) 計画変更時の取扱い	□いる	条例第 29 条第 10 項
	個別支援計画の変更については、上記(2)から(7)までの規	□いない	準用
	定(アセスメントから計画交付まで)に準じて行っていますか。		省令第27条第10項
			準用

▼ 理呂に関	9 る本学		
項目	点検のポイント	点検	根拠
25 児童発達支 援管理責任 者の責務 (配置して いる場合)	児童発達支援管理責任者は、前の項目に規定する個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一 次の項目「相談及び援助」に規定する相談及び援助を行うこと 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	□いる □いない	条例第 30 条準用 省令第 28 条準用
26 相談及び 援助	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に 努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、 必要な助言その他の援助を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(18)〉 〇 常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることによ り、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とす るもの。	□いる □いない	条例第31条準用省令第29条準用
27 指導、訓練 等	(1) 心身の状況に応じた指導等 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(19)①〉 〇 サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って指導、訓練を行うこと。 〇 指導、訓練の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。	□いる □いない	条例第32条第1項準 用 省令第30条第1項準 用
	(2) 社会生活への適応性を高めるための指導等 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会 生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行って いますか。(3) 適性に応じた指導等 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営む ことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っていますか。	□いる □いない □いる □いる □いる	条例第32条第2項準 用 省令第30条第2項準 用 条例第32条第3項準 用 省令第30条第3項準
	(4) 従業者の体制 常時 1 人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていますか。 <解釈通知 第三の3(19)②> O 適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の 勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時 1 人以上の 従業者を従事させることを規定したもの。	□いる □いない	条例第32条第4項準 用 省令第30条第4項準 用
	(5) 従業者以外の者による指導等の禁止 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の 者による指導、訓練等を受けさせていませんか。	□いない □いる	条例第32条第5項準 用 省令第30条第5項準 用

項目	クロート 点検のポイント	点検	根拠
28 社会生活上 の便宜の供 与等	(1) レクリエーション行事の実施 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(21)〉 〇 画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段 階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的 活動等のレクリエーション行事を行うこと。	□いる□いない	条例第34条第1項準 用 省令第32条第1項準 用
	(2) 家族との連携 常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 〈解釈通知 第三の3(21)〉 〇 障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実 施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が 交流できる機会等を確保するよう努めること。	□いる □いない	条例第34条第2項準用 省令第32条第2項準用
29 緊急時等の 対応	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 塚	□いる □いない	条例第36条準用省令第34条準用
30喀痰吸引等	(1) 登録特定行為事業者の登録 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 『認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を行うものとして、登録特定行為事業者の登録の届出をした施設等で、当該業務を実施できます。 『事業所の看護師のみがたんの吸引等を行う場合でも、事業者登録の届出は必要です。	□該当する □該当 しない	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2,3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2,3 平成23年社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知

項目	点検のポイント	点検				
		/M/X	根拠			
30 喀痰吸引等 (続き)	以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、 このページの(2)~(10)を飛ばして、次ページに進んでください。					
	(2) 認定特定行為業務従事者 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従 事者」として認定された者に行わせていますか。	□いる □いない				
	(3)登録特定行為事業者 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業 所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	□いる □いない				
	業務開始年月日 平成 年 月 日					
	(4) 特定行為 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認 定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。	□いる □いない				
	<登録している行為で該当するものに〇をつけてください> (たん吸引)・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内 (経管栄養)・胃ろう又は腸ろう ・経鼻経管栄養					
	(5) 医師からの指示 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書によ る指示を受けていますか。	□いる □いない				
	(6) 実施計画書 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は 看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	□いる □いない				
	(7)対象者等の同意 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員 等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得てい ますか。	□いる □いない				
	(8) 結果報告 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	□いる □いない				
	(9) 安全委員会の開催 たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していま すか。	□いる □いない				
	(10) 業務方法書等の整備 たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護 職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	□いる □いない				

項目	点検のポイント	点検	根拠
31 保護者に 関する市町 村への通知	通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 〈解釈通知 第三の3(24)〉 〇 市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	□いる □いない	条例第37条準用省令第35条準用
32 管理者の 責務	(1) 一元的な管理 管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。	□いる □いない	条例第 38 条第 1 項準 用 省令第36 条第 1 項幣用
	(2) 指揮命令 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために 必要な指揮命令を行っていますか。	□いる □いない	条例第38条第2項準用 名令第36条第2項準用
33 勤務体制の確保等	(1) 勤務体制の確保 障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 〈解釈通知 第三の3(27)①〉 〇 事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 『 月ごとに『勤務予定表』及び『勤務実績表』を作成し、適切なサービスを提供することができる勤務体制が確保できているか確認するとともに、保存しておいてください。	□いる □いない	条例第40条第1項準用 省令第38条第1項準用
	(2) 従業者によるサービス提供 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 〈解釈通知 第三の3(27)②〉 〇 原則として事業所の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	□いる □いない	条例第40条第2項準用省令第38条第2項準用

▼ 連呂に関9	<u> </u>	F17	201° () 1	⊢ ₩	+ □+hn
項目			このポイント	点検	根拠
3 3	(3)研修機会			□いる	条例第40条第3項準 用
勤務体制の			の向上のために、研修の機会を確保し	□いない	ー イ
確保等			研修計画を策定するとともに、研修結		用
(続き)	果を記録する	等、計画的な領	肝修の実施に努めていますか。		
	<研修(主な	会議を含む)の	D回数・内容>		
	前年度	本年度	研修等の主な内容		
	□	□			
	/ 名忍至□`孟左□	第三の3(27)③)			
			修や、事業所内の研修への参加の		
		動的に確保する			
	122 CH1E				
	(4) ハラスメ	ントの対策		□いる	条例第40条第4項準
	適切なサー	・ビス提供を確何	呆する観点から、職場において行われ	□いない	用 公会等 20 多等 4 項準
	る性的な言動	又は優越的な	関係を背景とした言動であって業務上		省令第38条第4項準 用
	必要かつ相当	な範囲を超え7	たものにより従業者の就業環境が害さ		713
	れることを防	止するための	方針の明確化等の必要な措置を講じて		
	いますか。				
	/ 紹乳 第40	第三の3(27)(1		
			せん の具体的内容のうち特に留意すべ		
	き点		Tess Character and a second se		
	I = ::::	おけるハラスメ	ントの内容及び職場におけるハラ		
	スメン	トを行ってはな	らない旨の方針の明確化、従業者へ		
	の周知				
	_		するために必要な体制の整備(相談		
			相談窓口をあらかじめ定め従業者		
	に周知)		**************************************		
		が講じることが さい 海切に対	Y呈ましい取組 応するために必要な体制の整備		
			心 9 るにぬに必要な体制の登幅		
	0		で1人で対応させない等)		
			(マニュアル作成や研修の実施等、		
		業態等の状況に			
	-				

● 連呂に関す		1	
項目	点検のポイント	点検	根拠
34 業務継続計画の策定	(1)業務継続計画の策定 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス の提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の 業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画という。」)を策 定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 〈解釈通知 第三の3(28)①②〉 〇 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者に実施 が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等 により行うことも差し支えない。 〇 全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 〇 業務継続計画には以下の項目等を記載すること。 ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた 取組みの実施、備蓄等の確保等) ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者 への対応、関係者との情報共有等) ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等の ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ・関急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)	□いる□いない	条例第 40条の2第1 項準用 附則第3条(R6.3.31 までは努力義務) 省令第38条の2第1 項準用
	(2) 研修及び訓練 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 〈解釈通知 第三の3(28)③④〉 〇 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員 間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 〇 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 〇 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。	□いる□いない	条例第40条の2第2 項準用 附則第3条(R6.3.31 までは努力義務) 省令第38条の2第2 項準用
	(3) 業務継続計画の見直し 定期的に業務継続計画の見直しを <u>行い</u> 、必要に応じて業務継続 計画の変更を <u>行って</u> いますか。	□いる □いない	条例第40条の2第3 項準用 附則第3条(R6.3.31 までは努力義務) 省令第38条の2第3 項準用

	点検のポイント	소나	根拠
項目		点検	1- 1-
35	利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行っ	□いない	条例第41条準用
定員の遵守	ていませんか。	□いる	省令第39条準用
	※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り		
	でない。		
	<解釈通知 第三の3(29)>		
	〇 障害児に対するサービスの提供に支障が生じることが		
	ないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた		
	障害児の受入を禁止するもの。		
	○ 次に該当する利用定員を超えた受入については、適正な		
	サービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会		
	資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある		
	場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とす		
	ることとしたもの。		
	①1日当たりの障害児の数		
	・定員 50 人以下: 定員×150/100 以下		
	・定員 50 人以下: 定員 ~ 130/100 以下 ・定員 51 人以上: 定員 + (定員 — 50) × 125/100 + 25 以下		
	- 上見 51 人以上: 足貝士(足貝一50) × 125/100十25 以下		
	②過去3月間の障害児の数		
	• 定員 12 人以上: 定員×開所日数×125/100 以下		
	・定員 11 人以下:(定員+3) ×開所日数 以下		
	☞ ①②の基準を超えた利用は報酬減算(30%減算)の対象と		
	なります。		
	→ 「定員超過利用減算」の項目を参照		

項目	点検のポイント	点検	根拠
3 6 非常災害 対策	(1) 非常災害時の対策 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるととも に、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関 への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知 していますか。	□いる □いない	条例第42条第1項準 用 省令第40条第1項準 用
	〈解釈通知 第三の3(30)②③④〉 ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ☞ 消防署等に確認してください。 ②非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画)、風水害・地震等の災害に対処するための計画 ☞ 防災計画を作成してください。 ③関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作る	=	
	(2)避難訓練等の実施① 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	□いる □いない □いる □いる	条例第 42 条第 2 項、 第 3 項準用 省令第 40 条第 2 項、 第 3 項 【避難訓練等】
	 ※ 直近の避難訓練等の実施日等 実施日 内容 参加者 年月日 □ 火災・□地震 □ 消防関係者 □ 地域住民・□その他 年月日 □ 小災・□地震 □ 従業者・□利用者 □ 消防関係者 □ 地域住民・□その他 年月日 □ 小災・□地震 □ がまる・□利用者 □ 消防関係者 □ 地域住民・□その他 		消防法施行規則 第3条第10項、第 11項
	防火管理者 氏名 消防計画 届出日 年 月 日		
	<解釈通知 第三の3(30)⑤> ○ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参課が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。		
	(3) 市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警戒区 域内の要配慮者利用施設となっていますか。	□いる □いない	水防法・土砂災害防 止法
	※ 避難確保計画を作成し、市に報告を行っていますか。 届出日 <u>年月日</u>	□いる □いない	
	※ 避難確保計画に基づき、避難訓練を行っていますか。 直近の実施日 <u>年月日</u>	□いる □いない	
	(4) 非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、 他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう 努めていますか。	□いる □いない	条例第42条第4項準用

▼ 連宮に関す	*	1	
項目	点検のポイント	点検	根拠
3 7	(1) 安全計画の策定	□いる	条例第42条の2第1
安全計画の	事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに当該事	□いない	項準用
策定等	業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活		省令第40条の2第1
	動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全		項準用
	に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に		(R6.3.31 まで努力 ***)
	関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措		義務)
	置を講じていますか。		
	(2)研修及び訓練の実施	□いる	条例第42条の2第2
	事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、	□いない	項準用
	前項の研修及び訓練を定期的に実施していますか。		省令第40条の2第2
			項準用
	※ 直近の研修及び訓練の実施日		(R6. 3. 31 まで努力
	研修実施日 年 月 日		義務)
	訓練実施日		
	(3) 保護者への周知	□いる	条例第42条の2第3
	事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られ	□いない	項準用
	るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周		省令第40条の2第3 項準用
			(R6.3.31 まで努力
	知していますか。		義務)
	周知日 年 月 日		
	周知方法		
	 (4)安全計画の変更	□いる	条例第42条の2第4
			項準用
	事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全	□いない	省令第40条の2第4
	計画の変更を行っていますか。		項準用
38	(1) 所在の確認	□いる	条例第42条の3第1
自動車を運	事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その	□いない	項準用
行する場合	他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車	□該当な	省令第40条の3第1
の所在の確	及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握すること	し	項準用
	ができる方法により、障害児の所在を確認していますか。		
認	r	-	
	確認方法		
		□いる	条例第42条の3第2
	事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(座席が2列以下の	□いない	項準用
	事業有は、障害児の医理を目的とした自動単(産席がど列以下の自動車及び座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を		省令第40条の3第2
		□該当な	項準用
	使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に	し	
	固着させて2列目までと3列目以降を隔絶可能な自動車等を除く)		
	を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障		
	害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定め		
	る所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っていますか。		
	※ 送迎車の状況		
	座席が3列以上だが3列目以降隔絶の自動車 台		
	上記以外の自動車 台 ⇒見落とし防止装置装備済み 台		
	L	-	
	※ブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があると きは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないこと		
		1	
	ができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に		
	ができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。		
	ができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
39	(1) 設備等の衛生管理	□いる	条例第43条第1項準
衛生管理等	障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な	□いない	用
	管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理		省令第41条第1項準
	等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。		用
	(0) 時沈岭东及张州北京十 / 75叶山		久间笠 42 久笠 2 西淮
	(2) 感染症等の発生及びまん延防止		条例第43条第2項準 用
	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない		州則第 4 条 (R6. 3. 31
	ように次の各号に掲げる <u>措置を講じて</u> いますか。 		までは努力義務)
	<解釈通知 第三の3(31)①>		省令第41条第2項準 用
	〇 感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための		т
	措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求める		
	とともに、常に密接な連携を保つこと。		
	〇 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対 策、レジオネラ症対策等については、その発生及び防止す		
	まための措置について、別途通知等が発出されているの		
	で、これに基づき適切な措置を講じること。		
	O 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。		
	一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検	□いる	
	討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につい	□いない	
	て、従業者に周知徹底を図っていますか。(この場合において、		
	委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催するこ		
	とができるものとする。)		
	<解釈通知 第三の3(31)②>		
	〇 感染対策委員会は幅広い職種(例えば、施設長(管		
	理者)、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士		
	又は管理栄養士)により構成する。構成メンバーの責		
	務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対 策を担当する者を決めておくことが必要である。感染		
	対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的に開		
	催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して		
	必要に応じ随時開催する必要がある。		
	二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。	□いる □いない	
		□いみい	
	〈解釈通知 第三の3(31)②>		
	O 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定す		
	平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の		
	整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支		
	援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・		
	体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創		
	傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決		
	め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)		
	等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大のない。 医療機関や保険器 実際状になける 東鉄部関係		
	の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係 課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が		
	議寺の関係機関との連携、医療処直、行政への報告寺が 想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制		
	が前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく		
	ことも必要である。		

項目		自主点検のポイント	点検	根拠
3 9	三 従業者に対	し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の	□いる	
衛生管理等		びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓	□いない	
(続き)	練を定期的に	実施していますか。		
		第三の3(31)②>		
		三対する研修の内容は、感染対策の基礎的内		
		『な知識を普及・啓発するとともに、事業所 『針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支		
		音がに基づいた開生管理の徹底や開生的な文 で行うものとする。		
		ずを組織的に浸透させていくためには、事業		
	所が指針に	に基づいた研修プログラムを作成し、定期的 		
		F2回以上)を開催するとともに、新規採用		
		が感染対策研修を実施することが重要であ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、		
		けて行う者に対しても、事業所の指針が周知		
		らにする必要がある。また、研修の実施内容		
		記録することが必要である。		
		5、実際に感染症が発生した場合を想定し、		
		対応について、訓練(シミュレーション)を F2回以上)に行うことが必要である。訓練		
		は、感染症発生時において迅速に行動できる		
	よう、発生	E時の対応を定めた指針及び研修内容に基づ		
		f内の役割分担の確認や、感染対策をした上		
)演習などを実施するものとする。 『施は、机上を含めその実施手法は問わない		
		1上及び実地で実施するものを適切に組み合		
		っ実施することが適切である。		
	(3)従業者の健康語		□いる	労働安全衛生法 第 66 条第 1 項
	常時使用する従業	業者に対し、健康診断を実施していますか。	□いない	第 00 末第 1 項 労総安全衛生規則第
	□ 雇用時 □ 5	定期健康診断(実施時期:)		43条、第44条第1
	<労働安全衛生規	則>		項
		働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医		
		を行わなければならない。 (第43条) 御者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師		
		行わなければならない。(第44条第1項)		
40 *********		等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を	口いる	条例第44条準用
協力医療	定めていますか。	- 0.0 (20) \	□いない	省令第42条準用
機関	<解釈通知 第3	=003 (32) > 5近距離にあることが望ましい。		
	<協力医療機関>	7227AL - 03 C C 2 E 0 C C		
	①名称			
	②所在地			
	③協定書の有無	□有・□無		
	④協定年月日	年 月 日~ 年 月 (自動更新規定: □有 ・ □無)	Ħ	
		(日朔又利成龙、 口'日 - 口流 /		
	5診療科目			

▼ 連呂に関9	点検のポイント	点検	根拠
4 1	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、	□いる	条例第 45 条準用
掲示	協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認	□いない	省令第43条準用
	められる重要事項を掲示していますか。または、上記の内容を記載		
	した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自		
	由に閲覧できるようにしていますか。		
	回に関党にとるようにしているすが。		
	☞ 利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しけ		
	れば、入口に近い場所が相談室等の利用者又は家族等がみや		
	すい場所に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事		
	項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供し てください。		
	CV/CGV 6		
	<掲示状況についてあてはまるものにチェックをつけてください。>		
	□運営規程の概要□従業者の勤務体制		
	掲示 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制		
	内容 □提供するサービスの第三者評価の実施状況 □その他サービスの選択に資すると認められる重要事項		
	│ │ │ │ 掲示 │ □掲示 │ │ 方法 │ □ファイル等の備え付け		
	掲示 □入り口付近 □相談室		
	場所 □その他()		
4.0	/ 4 \		名同签 AC 名签 1 语进
4 2	(1) 身体拘束等の禁止	□いない	条例第 46 条第 1 項準 用
身体拘束等	サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又	□いる	' ¹⁷ 省令第 44 条第 1 項準
の禁止	は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束		用
	その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていま		
	せんか。		
	(2) 身体拘束等の記録	□いる	条例第46条第2項準
	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ	□いない	用
	の際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必		省令第44条第2項準
	要な事項を記録していますか。		用
	☞ やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織		
	として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十		
	分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を 記録してください。		
	HDW C CYCCY o		
	≪参照≫		
	「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」		
	(H30.6 厚生労働省 社会・援護局 障害保健部止部 障害福祉課 地域生		
	活支援推進課)		
	(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件 ① 切迫性 ② 非代替性 ③ 一時性		
	(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き		
	① 組織による決定と個別支援計画への記載		
	② 本人・家族への十分な説明		
	③ 必要な事項の記録		
	④ 身体拘束廃止未実施減算の創設		
	(3) 身体拘束等の適正化		条例第46条第3項準
	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていま		用
	すか。		省令第44条第3項準
1			用

項目	点検のポイント	노뉴	根拠
		点検	依拠
42	ー 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期	□いる	
身体拘束等	的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹	□いない	
の禁止	底を図っていますか。(委員会はテレビ電話装置等を活用す		
(続き)	る方法により開催することができる。)		
	〈解釈通知 第三の3(34)②〉 ○ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましい。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない ○ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応ア身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を負計し、分析すること。 エ事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性を適正化策を検討すること。オ報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。オ報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。	。 	
	カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	 □いる □いない	
	〈解釈通知 第三の3(34)③〉 ○ 身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込と。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本オ身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キその他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施していますか。	□いる □いない	
	〈解釈通知 第三の3(34)④〉 ○ 身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所に表針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。事業所が指針に基づしプログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するととも規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要でまた、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正いて取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実いるものとみなして差し支えない。	sける指 いた研修 かに、新 である。 T修の実 をと一 にでの適	
	※(2)、(3)一、二、三のいずれかの取組みが実施できていない場合、令和5年4月1日以降、事実発生日の翌月から身体拘束廃止未実施減算を適用する必要があります。詳細は「身体拘束廃止未実施減算」の項目を参照してください。		

	する基準		
項目	点検のポイント	点検	根拠
43 虐待等の 禁止	(1)従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。	□いない □いる	条例第 47 条第 1 項準 用 省令第 45 条第 1 項準
杰 止	 ≪参照≫ 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 		用
	(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる 措置を講じていますか。		条例第 47 条第 2 項準 用 省令第 45 条第 2 項準
	一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っ ていますか。(委員会はテレビ電話装置等を活用する方法に より開催することができる。)	□いる □いない	, 有市界 40 宋弟 2 項字 用
	 〈解釈通知 第三の3(35)①〉 ○ 虐待防止委員会の役割 ・虐待防止のための計画づくり、虐待防止の研修、労働環境・条件を確認善きするための実施計画づくり、指針の作成) ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、検証の上、再発防止策を検討、実行) ○ 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確るとともに、事任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要の店虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のあるの第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人身の委員会設置も可。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問れが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。た虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認ことも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営するも差し支えない。 ○ 虐待防止委員会の具体的対応ア虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案につし告するための様式を整備すること。イ従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、当事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。キ再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 	認事 紅あ外位事なおがぬら て ア る 生等案 すり、部で業い、、ると 報 の こ 原	

項目	点検のポイント	点検	根拠
43	「一点 「一点 一点 一点 一点 一点 一点 一	二八	化灯处
虐待等の 禁止 (続き)	〈解釈通知 第三の3(35)②〉 ○ 事業者は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針		
	二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 〈解釈通知 第三の3(35)③〉 〇 指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。 〇 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。	□いる □いない	
	三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 職・氏名 虐待防止担当者 <解釈通知 第三の3(35)④>	□いる □いない	
	虐待防止担当者は、児童発達支援管理責任者等を配置すること。		
44 秘密保持等 (個人情報 提供の同意)	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 〈解釈通知 第三の3(37)③〉 〇 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情	□いる □いない	条例第 49 条第 3 項準 用 省令第 47 条第 3 項準 用
	報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの 〇 この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである 「愛」個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 5	(1)情報の提供	□いる	条例第50条第1項準
情報の提供	サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に	□いない	用
等	利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情		省令第48条第1項準
	報の提供を行っていますか。		用
	(2) 虚偽又は誇大広告	□いない	条例第50条第2項準
	事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のも	□いる	用
	の又は誇大なものとなってはいませんか。		省令第48条第2項準
	※パンフレット等を作成していれば添付		用
4 6	(1) 利益供与の禁止	□いない	条例第 51 条第 1 項準
利益供与等	障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定	□いる	用
の禁止	相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業		省令第49条第1項準
3120	者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対		用
	償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。		
	原として、並出ての心の対圧工の行通でによりてはなるといる。		
	(2) 利益収受の禁止	□いない	条例第51条第2項準
	障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそ	□いる	用。
	の従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金		省令第 49 条第 2 項準 用
	品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。		л
4 7	(1) 苦情解決のための措置	□いる	条例第52条第1項準
苦情解決	その提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該	□いない	用
ш ін/лт <i>у</i> (障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情		省令第50条第1項準
	を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていま		用
	されているための心中で改造する寺の紀安は旧画を開ひている。		
	7 N °		
	苦情受付担当者		
	苦情解決責任者		
	第三者委員		
	※ 苦情解決体制を <u>重要事項説明書等に記載</u> してください。		
	│ <解釈通知 第三の3(39)①>	ネルサ―ビスに	関する苦
	には、相談窓口、苦情解決の 情解決の仕組みの指針について		X7 0 D
	体制及び手順等当該事業所等 ^{(平成 12 年 6 月 7 日付け障第 4}		
	における苦情を解決するため 1 事業所に「苦情解決責任者 の措置を講ずること を置く。	」と「苦情受付	
	の措置を講ずること。 を直く。 ○ 当該措置の概要については、 、	・理事長・管	理者等
	保護者等にサービスの内容を(苦情受付担当者)職員の		
	説明する文書に記載し、事業所 2 苦情解決に社会性や客観性		
	に掲示することが望ましい。 場や状況に配慮した適切な対 者委員」を設置する。	心を図るため	に「第二
		<u> </u>	
	☞ 第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届か 密室化することを防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要		
	☞ 指針では、第三者委員は苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等	穿(例:監事又	
	は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など)で 望ましいとされています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避済		
	『 重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口(苦情受付す 解決責任者、第三者委員)のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を		
	さい。 ①市町村の苦情相談等の窓口	****** IL	
	利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉担当課等の名称 ②滋賀県運営適正化委員会の窓口	• 連絡先	

		1	
項目	点検のポイント	点検	根拠
47 苦情解決 (続き)	(2) 苦情受付の記録 上記(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 〈解釈通知 第三の3(39)②〉 〇 苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの 〇 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの 「愛 苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。	□いる □いない	条例第52条第2項準 用 省令第50条第2項準 用
	W TY O THE INTROJUCE		
	※ 直近の苦情処理の状況苦情受付年月日 苦情件数 音	苦情の主な内	日 容
	(3) 知事等が行う調査等への協力、改善その提供したサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる□いない	条例第52条第3項準 用 省令第50条第3項準 用
	(4) 改善内容の報告 知事等からの求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容 を知事等に報告していますか。	□いる □いない	条例第52条第4項準 用 省令第50条第4項準 用
	(5) 運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していま すか。	□いる □いない	条例第52条第5項準 用 省令第50条第5項準 用
48 地域との 連携等	その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 〈解釈通知 第三の3(40)> 〇 事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	□いる □いない	条例第53条第1項準 用 省令第51条第1項準 用

事故発生時 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、 □いない 用	省令第52条第1項準
事故発生時	用 当令第52条第1項準
の対応 速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じていますか。 〈解釈通知 第三の3(41)> 〇 障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やか	
必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3(41)> ○ 障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やか	н
〇 障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やか	
に県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること O このほか、以下の点に留意すること ・ サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいことまた、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと ・ 事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。	
《参照》「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」抜 (平成 14 年 3 月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会/厚生労働省) 第 3 事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針 〇福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応 ・コミュニケーションの重要性 ・苦情解決への取組み ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性 → 事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析 第 4 事故が起こってしまったときの対応指針 ○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本	
(2)事故の記録 □いる 条例	
上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、 □いない 用	Ħ
記録していますか。	省令第52条第2項準 用
次のうち作成しているものにチェックをしてください。	·•
□□事故報告書	
□ ヒヤリ・ハット事例	
□ 事故対応(危機管理)マニュアル	
※ 直近の事故発生状況	
事故発生年月日 事故の概要 処置 再発防止	近対策

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
49 事故発生時 の対応 (続き)	(3) 損害賠償 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(41)> 〇 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない 〇 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと	□いる □いない	条例第 54 条第 3 項準 用 省令第 52 条第 3 項準 用
	損害賠償保険の加入	□いる □いない	
50 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 〈解釈通知 第三の3(42)〉 〇 当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなら	□いる □いない ない	条例第 55 条準用 省令第 53 条準用
51記録の整備	(1) 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しています か。 <解釈通知 第三の3(43)> 〇 従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書に より整備しておく必要があること	□いる□いない	条例第56第1項準用省令第54条第1項準用
	(2) 記録の保存 障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していますか。 ー サービスの提供の記録(省令第21条第1項) 二 通所支援計画 三 利用者に関する市町村への通知に係る記録(省令第35条) 四 身体拘束等の記録(省令第44条第2項) 五 苦情の内容等の記録(省令第50条第2項) 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録(省令第52条第2項) <解釈通知 第三の3(43)> ○ 上記で規定する記録については、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。	□いる□いない	条例第56条第2項準用 省令第54条第2項準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
52変更の届出等	(1)指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 ※ 最近の届出 年 月 日 〈変更に係る指定事項〉 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項 ⑧ 事業を再開したとき	□いる□いない	法第21条の5の20
	(2) 事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又 は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ています か。	□いる □いない	

◆ 業務管理体制の整備

項目		自主点検の	ポイント		点検	根拠
53 業務管理 体制の整備	べての事業所等 に届出する以外 県以上にある事	計る事業者ごとに が大津市に所在で かの事業者)又は原 は はま令遵守 では、 では、 では、 でといる。 は、 でといる。 は、 でといる。 は、 でといる。 は、 でといる。 は、 でといる。 でといる。 でといる。 でといる。 でといる。 でといる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	に、業務管理体制を整備する事業者)、県(市、 する事業者)、県(市、 厚生労働省(事業所等 守責任者等、業務管理 : 年月	厚生労働省 が2都道府 体制の届出	□いる □いない	法第21条の5の26
	届出先:〔□大津市		□厚労省 ・□その他()]		
	事業所等の数	□ 20 未満	□ 20~99	□ 100 以上	=	
	alle 7te fete xIII	法令遵守責任 者の選任	法令遵守責任者の 選任	法令遵守責 選任	任者の	
	業務管理 体制の内容		法令遵守規程の整 備	法令遵守規備 業務執行状		
		法令遵守責任 者の氏名	法令遵守責任者の 氏名	査方法 法令遵守責 氏名		
	届出事項		法令遵守規程の概 要 	│ 法令遵守規 │ 要 │ 業務執行状		
	1	K 本 (注入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		査方法		
	2 法令遵守規 ・ 法令遵守の ・ 法令遵守の ・ 等を記載した 3 業務執行状 ・ 監査は内部 ・ 監査は年1 るなどに努め	程 ための組織、体制、 マニュアル) 況の監査方法 監査・外部監査のい を行っている場合に 回行うことが望まし てください。	受責任者、もしくは代表者 具体的な活動内容(注意 ずれでもよく、監事・監 は、それを当該監査とする く、実施しない年には事	ま事項や標準的 監査役等が法令 ることができま	に基づく法令	遵
	事業所等の		内容が異なります。 等の数を合算します。 いる場合はそれぞれを数;) t. d		
			支援事業所 ・障害児		陪宝旧和懿古	接車業品
	(2)職員への居]知 (法令等遵守)	こついての方針・規程		□いる □いない	
	(3)法令等遵守 法令等遵守 <i>0</i>	^P の取組 D具体的な取組を行	テっていますか。		□いる □いない	
	□ 報酬の請求等の□ 法令違反行為のい、必要な措置□ 利用者からの相っいて、内容を認める)チェックを実施)疑いのある内部通報 を取っている。 談・苦情等に法令違原 調査し、関係する部門 こついての研修を実施	とにチェックしてください。 は、事故があった場合速やかける 同行為に関する情報が含ま に情報共有を図っている。 している。			
	□ その他()			
	(4)評価・改善 法令等遵守に		等の取組を行っていま	すか。	□いる □いない	

≪参照≫

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」 (平成 24 年厚生労働省告示第 122 号) (注) 令和 4 年 7 月 13 日厚生労働省告示第 231 号改正現在 別表「障害児通所給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
5 4 基本事項	(1)費用の算定 指定通所支援に要する費用の額は、「別表障害児通所給付費等単位表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	□いる □いない	告示一
	(2)金額換算の際の端数処理 (1)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	□いる □いない	告示二
	(3) 各サービスとの算定関係 障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や 指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。 また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定していませんか。 〈留意事項通知 第二の1(2) > 〇 指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 〇 障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能である。 〇 同一日に他の障害通所支援の報酬は算定できない。	□いない □いる	
	(4) サービス提供時間について 30 分以下のサービス提供については報酬を算定していませんか。 <留意事項通知 第二の1(3)> 〇 個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。) は 30 分を超える必要があることに留意すること。 〇 個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児に対するサービス提供についてはこの限りではない。(30 分を超えるサービス提供と同様に基本報酬及び加算も算定する。) 〇 標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。	□いない □いる	告示別表 第3の1注3

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
55 共生型放課 後等デイサ ービス給付 費	共生型放課後等デイサービス給付費については、所定単位数を算定していますか。 □共生型放課後等デイサービス給付費(I) 授業終了後に行う場合 □共生型放課後等デイサービス給付費(II) 休業日に行う場合	□いる □いない	告示別表 第3の1= 第3の1注1の2、 注2の2
5 6 各種減算	(1) 定員超過利用減算 障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定(減算)していますか。 ※ 災害等やむを得ない事由での受入れを除く。 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第271号) 〇障害児の数の基準 ① 過去3月間の利用実績による減算の取扱い 過去3月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1月間について障害児全員分につき減算 ア 利用定員11人以下定員数に3を加えた数を超える場合 イ 利用定員12人以上定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ② 1日当たりの利用実績による減算の取扱い 1日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1日について障害児全員につき減算ア利用定員50人以下定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員51人以上定員数から50を理除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えた数を超える場合 〇単位数に乗じる割合 100分の70	□いない□該当なし	告示別表第3の1注5(1)
	(2) 自己評価結果等未公表減算 事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容 (自己評価結果等)について、指定通所基準の規定に基づき公表 したものとして市長に届け出ていない場合に、所定単位数の10 0分の85に相当する単位数を算定(減算)していますか。 →「サービスの取扱方針」の項目を参照	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の1注4(3)

項目	T給付質の昇定及の取扱い 自主点検のポイント	点検	根拠
56 各種減算 (続き)	(3) 開所時間減算 営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に は、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に 乗じて得た額を算定していますか。(営業時間の時間数が、次の ①又は②いずれかに該当する場合に、所定単位数に厚生労働大臣 が定める割合を乗じて算定(減算)するもの。)	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の1注5
	【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 《参照》(平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1) ①営業時間が4時間以上6時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く) 100分の85 ②営業時間が4時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く) 100分の70		
	<留意事項通知 第二の 2(1) ①(☆), ③(四)> ○「営業時間」には送迎に要する時間は含まれないもの ○ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、開所しているが障害児の事情等によりサービス提供時間が 4 時間未満となった場合は減算の対象とならないこと		
	(4) 身体拘束廃止未実施減算 準用する指定通所基準第 44 条第2項又は第3項に規定する基 準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から 減算していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の1注6
	 〈留意事項通知 第二の2(1)①(9) > ○ 複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。 ○ 当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。 (一)身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。 (二)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合。 (三)身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 (三)身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 (四)身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。 		
	<令和3年度報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問18、19> ○ 身体拘束適正化委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、直近1年で考える。 ○ 実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の減算適用は、運営基準を満たしていない状況が確認された時点から翌月となる。		

項目	T結り負の昇走及び取扱い 自主点検のポイント	点検	根拠
項目 57 共生型制 化加算	児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置(い	点検 □いる □ い い 当	根拠 告示別表 第 3 の 1 注 10
58家庭連携加算	事業所に置くべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤〉 〇 保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で障害児の居宅を訪問し、相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ算定するもの。 〇 保育所又は学校等の障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的と認められる場合について、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、相談援助等の支援を行った場合にこの加算を算定して差し支えない。 〇 この場合、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図ること。	として残 《R 0 3 ・訪問支	告示別表 第3の2 助等の内容は記録 してください。 見直し》 選特別助噂の家 噂への統合

項目	所給付資の昇定及び取扱い 自主点検のポイント	点検	根拠
59	事業所において従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保	□いる	告示別表
事業所内	護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して障害児の療育に	□いない	第3の2の2
相談支援	係る相談援助を行った場合に、以下の(I)、(II) それぞれを1月	□討当なし	
	につき1回を限度として、所定単位数を加算していますか。	□談⇒はし	
加算			
	□事業所内相談支援加算 (I) 個別の場合		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑥>		
	○ あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児への療育に		
	関する相談援助を行った場合(次のア又はイのいずれかに		
	該当する場合を除く。)に、月1回に限り算定するもの。		
	ア 相談援助が30分に満たない場合		
	イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所		
	内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合		
	〇 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相		
	談内容の要点に関する記録を行うこと。		
	○ 相談援助は、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障		
	害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に		
	十分配慮すること。		
	○ 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望まし		
	くない場合等、障害児の保護者のみを対象としても、障害		
	児への療育に関する相談援助が可能な場合は、保護者のみ		
	に相談援助を行うことをもって算定できるものとする。な		
	お、本加算は障害児に事業所においてサービスを行った日		
	と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるもの		
	とする。ただし、障害児にサービスを提供していない月に		
	おいては算定できないものとする。		
	□事業所内相談支援加算(Ⅱ) グループの場合		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑥の2>		
	○ あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児及びその家		
	族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該		
	障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場		
	合 (次のア又はイに該当する場合を除く。) に月1回に限		
	り算定するもの。		
	ア 相談援助が30分に満たない場合		
	イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所 内相談支援加算(I)を算定している場合		
	行うものとする。なお、障害児及びその家族等が同一世帯		
	から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。		
	〇 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相		
	談内容の要点に関する <u>記録</u> を行うこと。		
	〇 相談援助は、必ずし <u>も事業</u> 所内で行う必要はないが、障		
	害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に		
	十分配慮すること。		
	〇 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましてない場合第一米試験実児の保護者のなるさせる。		
	くない場合等、当該障害児の保護者のみを対象としても、 障害児のの壊容に関する相談採助が可能な場合は、保護者		
	障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとす		
	る。なお、本加算は障害児に事業所においてサービスを行		
	る。なの、本加昇は障害がに事業所にのいてリーに入を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定でき		
	るものとする。ただし、当該障害児にサービスを提供して		
	いない月においては算定できないものとする。		
,	l i		<u> </u>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 利用者負担 上限額管理 加算	保護者から依頼を受け、指定基準第24条の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の3
川昇	〈留意事項通知 第二の2(1)⑧〉 〇 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 〇 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。		
6 1	指定基準の規定により置くべき従業者のうち、一定の条件に該当	□いる	告示別表 第3の4
福祉専門 職員配置等	するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った 場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	│ □いない │ □該当なし	37 J V J 4
加算	物口に、「口にフロ川化千世双で加昇しているメル。	□⋈≒なし	
	□ 福祉専門職員配置等加算(I)		
	共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会		
	福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であ		
	るものの割合が100分の35以上であるもの		
	□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		
	共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会		
	福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であ		
	るものの割合が100分の25以上であるもの		
	□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		
	次のいずれかに該当するもの		
	(1) 共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常		
	勤で配置されているもの割合が100分の75以上		
	(2) 共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3 年以上従事しているもの割合が100分の30以上		
	十次工作事しているのの割合が「00万の00次工		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
62 欠席時 対応加算	(1)欠席時対応加算(I) サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定 した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、 障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うととも に、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、 1月につき4回を限度として、所定単位数を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の5
	<留意事項通知 第二の2(1)①> ○ 急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 ○ 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。	できません。 付日・中止 相談援助と 録してくだ きる様式を	の記録のみでは算定。利用者名・連絡受日・中止理由に加え、して行った内容を記さい。(内容を記載で作成し、専用のファしておくことをお勧す。)
	(2) 欠席時対応加算(II) サービスを利用する障害児が、事業所の利用した日において、 急病等により、その利用を中断し、利用したサービスの提供時間 が30分以下となった場合において、従業者が、障害児の状況、 提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定してい ますか。 ※ 個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間 が30分以下の放課後等デイサービス等が必要であると市が認 めた障害児に対して、提供時間が30分以下のサービスを行っ た場合は算定しない。	□いる □いない □該当なし	
	 〈留意事項通知 第二の2(3)①の2> ○ 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能。 ○ 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。 ○ 本加算における30分以下とは、サービス開始時間から、従業者による支援(急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。)の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まない。 ○ 個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定する。 		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市長	□いる	告示別表
特別支援	に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合	□いない	第3の6
加算	するサービスを行った場合に、サービスを受けた障害児1人に対し、	□該当なし	
	1日につき所定単位数を加算していますか。		
	【厚生労働大臣が定める施設基準】 《参照》(平成 24 年厚生労働省告示第 269 号・4) ○ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当		
	職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置していること。		
	ただし、医療的ケア区分3~1の基本報酬を算定する事業によっては手護職員も除く		
	業所にあっては看護職員を除く。 〇 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短		
	期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修 する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒 業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有する		
	もの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。		
	〇 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。		
	【厚生労働省が定める基準】		
	《参照》(平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・1 の 3)		
	○ 加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、加算対象児の		
	自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は必要なりでは、というでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに		
	は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該 特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこ		
	一村が又抜計画に基づさ、適切に訓練又は心理指導を打りて と。		
	C 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握		
	を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させる ための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見 直しを行うこと。		
	に係る保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の		
	作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得		
	ること。		
	○ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑫>		
	〇 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当 職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技		
	術者の養成を行う研修を修了した者を配置し、計画的に行 う機能訓練又は心理指導(特別支援)について算定		
	○ 次に該当する場合は算定できない。 ・ 難聴児に対する、言語聴覚士による訓練 ・ 重症心身障害児に対する、理学療法士、作業療法士、		
	言語聴覚士又は看護職員による訓練		
	 児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士除く)を配置している場合 		
	・ 専門的支援加算により理学療法士等(5年以上児童福 祉事業に従事した保育士を除く。)を配置している場合		

	THE SECTION OF THE SE					
項目	自主点検のポイント	点検	根拠			
6 4	(1)個別サポート加算(I)	□いる	告示別表			
個別サポー	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童	□いない	第3の7			
ト加算	に対しサービスを行った場合に、サービスを受けた障害児 1人に対	□該当なし				
	し、1日につき所定単位数を加算していますか。					
	∠知辛事语语如 竺-の 0/1/20 の 0>					
	<留意事項通知 第二の2(1)⑫の2> 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を	充宝させる観占	<i>t</i> 1			
	ら、乳幼児等サポート調査表のうち、以下の(一)又は(二)に該当すると					
	について評価を行うものであること。					
	(一) 4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以	上の項目につい	て			
	全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。					
	めるときに障害児が3歳以上であった場合は、(二) に該当する必要が (二) 3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以					
	全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、					
	つ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支					
	1回以上支援が必要の区分に該当すること。					
	(a) temperature 10					
	(2) 個別サポート加算(Ⅱ)	□いる				
	要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、	□いない				
	児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主	□該当なし				
	治医と連携し、サービスを行う必要があるものに対し、事業所にお					
	いてサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算して					
	いますか。					
	<留意事項通知 第二の2(1)①の2>					
	要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な					
	児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健					
	康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価 ***********************************					
	を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、これらの支援の必要性について、					
	で、本加算の算定について慎重に検討すること。					
	(一)児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医					
	師(連携先機関等)と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの	認識や、障害児	へ の			
	支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。					
	(二)連携先機関等との共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。					
	なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は事業所が作所 連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有して					
	に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書	~~~~~				
	(三)連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援を		-			
	て、個別支援計画に位置づけ、保護者の同意を得ること。					
	(四) 市から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について配	ែながあったと る	きは、			
	当該状況等について回答するものとする。					
	個別サポート加算(Ⅱ)の取り扱いについて(令和3年3月31日厚生労働省社会・援護局					
	○ あくまで事業所に現に生じている費用を報酬上手当てしようとするものであり、 担うことを推進する目的で創設したものではない。	事業所に従来以	Lの新たな役割を			
	○ 支援の内容は児童・家庭により様々な内容になるため一律の要件は設けないが、 の内容について個別支援計画に記載する。					
	○ 連携先機関等は全ての関係機関と連携することを求めるものではないがいずれた。 ○ FATL の連携に対し、 マトルアギスが、 の本版の ※ Fath についてはないがいずれた。					
	○ 医師との連携に当たっては保護者等への支援の必要性について文書で把握しておくこと。費用は事業所負担。患者 の同意が必要。					
	○ 連携先機関と連携した支援の必要性を共有できない場合、加算算定対象の要支援児童等には該当しない。					
	○ 個別支援計画に位置づけ保護者の同意を得る際、保護者の心情に十分留意する。 ○ 計画には養育環境等も含めた課題や課題に対する支援内容を記載すること。	_ک。				
	○ 計画には後月環境等も含めた課題や無限に対する支援内容を記載すること。 ○ 加算は連携先機関等と連携して支援を行う必要性がある間は算定できる。個別に	支援計画の見直1.0	の際に、連携先機			
	関等と連携して支援する必要性についても見直しを行うこと。また、見直し後もまを得ること。					

項目	「稲付貨の昇走及び取扱い 自主点検のポイント	点検	根拠
65 強度行動 障害児支援 加算	強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置したものとして市長に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 〈報酬改定Q&A〉 〇 加算の算定対象となる障害児は、通所報酬告示に規定する強度行動障害スコアを用いて、市町村が判断する。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の6の2
66 医療連携体制加算	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、障害児の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 □ 医療連携体制加算(I) 医療連携体制加算(I) 医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を事業所等に訪問させ、当該看護を受けた当該障害児に対し1回の訪問につき8人を限度として加算 □ 医療連携体制加算(II) 医療連携体制加算(II) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として加算 □ 医療連携体制加算(III) 医療連携体制加算(III) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として加算 □ 医療連携体制加算(IV) 医療連携体制加算(IV) 医療連携体制加算(IV) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア素の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、加算 ※ 医飛連携体制加算(I)~(III)のいずれかを算定している障害児については当該加算を算定できない。	□いない□該当なし	告示別表第3の8

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 6	□ 医療連携体制加算 (V)		
医療連携	医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問さ		
体制加算	せ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれか		
(続き)	の医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以		
(11)LC/	上の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対		
	し、1回の訪問につき8人を限度として、当該看護を受けた		
	障害児の数に応じ、加算		
	※ 医療連携体制加算(I)~(Ⅲ)のいずれかを算定している障害児については当該加算を算定できない。		
	□ 医療連携体制加算 (VI)		
	医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問さ		
	せ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に		
	保る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し加算		
	□ 区塚建塚体門加昇(W) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従		
	事有が医療機関等との連携により、略級級が等を行うた場合 に、障害児1人に対し加算		
	※ 医療連携体制加算(I)~(V)を算定している障害児については 当該加算を算定できない。		
	 〈留意事項通知 第二の2(1)(③) ○ あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と<u>委託契約</u>2対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る計医療機関に支払うこととする。この支援は事業所として行うものであるから医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。ついては、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 ○ 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の抗ること。 ○ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員をであるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支持の看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等のするものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適宜すること。 ○ 医療連携体制加算(I)から(V)について、看護職員1人が看護するの数は、以下のとおり。 ア 医療連携体制加算(I)から(I)を算定する利用者全体で8人を限度。中ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて可能であること。 ○ 医療連携体制加算(IV)及び(V)における看護の提供時間は、看護職員 	指導に必要な費用: ら当該障害児の主注 この場合の指示(お、当該障害児の主児も の場合に限り、当該 内容等を個別支援 とが現等をも可 の提供を行うが負 正とが可能な障害! ことが可能な障害! ことが可能な障害! て8人を限度に算	を治に治該、計す、能に担求、見、定に、
	の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、近 必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。	重続した時間であ っ	ర

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
67 送迎加算	(1)障害児(重症心身障害児を除く)に対して行う場合 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、居宅等と事業所等 (放課後等デイサービスは「居宅等又は障害児が通学している学 校と事業所等」)との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単 位数を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の9注1
	 〈留意事項通知 第二の2(1)⑭,(3)⑪〉 ○ 放課後等デイサービスにおいて、就学児へのサービス時間が30 分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算(Ⅱ)を算定している場合は、本加算は算定できない。 ○ 放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。 ○ 送迎については、事業所と居宅(又は学校)間の送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えない。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 		
	(2) 同一敷地内の送迎 事業所において行われるサービスの提供に当たって、事業所の所在 する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎 を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数 を算定していますか。	□いる □いない □該当な し	告示別表 第3の9注3
68延長支援加算	運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(延長時間帯)にサービスの提供を行うものとして市長に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づきサービス提供を行った場合に、当該サービスを受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤〉 〇「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。 〇 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、本加算の対象となる。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の10
	 ○ 延長時間帯に、指定基準上の置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る)が1名以上配置している。 ○ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足しているなどの延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 9	障害児が通う保育所や小学校その他の関係機関、また、就学予定	□いる	告示別表
関係機関	の小学校や就職予定の企業や官公庁等との連携を図るため、あらか	□いない	第1の12の2
連携加算	じめ保護者の同意を得て、連絡調整や相談援助を行った場合に、1	□該当なし	第3の10の2
	回を限度として、所定単位数を加算していますか。		
	□関係機関連携加算(I)		
	1		
	らかじめ保護者の同意を得て、個別支援計画に関する会議を開		
	催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行っ ・ サール・ 1 日に 1 日本		
	た場合に、1月に1回を限度として加算		
	※ <u>ただし、共生型サービス体制強化加算のイ又は口を算定して</u> いない場合には算定しない。		
	<留意事項通知 第二の2(1)(5の2> 〇 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援	援学校、放	
	課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するととも		
	の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから	、会議の開	
	催にとどまらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 〇 他事業所等との連携については加算の対象とはしない。		
	□ ○ 個別支援計画に関する会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器	(テレビ電	
	話装置等)を活用して行うことができるものとする。)の開催に当た	_	
	害児が通う関係機関が出席すること。また、障害児の家族等も出席する		
	ること。なお、当該障害児や家族が出席できない場合においても、意見	を聴取し、	
	その内容を個別支援計画に反映させるよう努めること。 〇 会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、個別支援計画に関係機関。	トの連堆の	
	具体的な方法等を記載し、計画を作成又は見直しをすること。なお、		
	的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえてい		
	保護者にわかるよう留意すること。		
	○ 会議又は連絡調整等と行った場合は、その出席者、開催日時、そのほ	内容の要旨	
	及び個別支援計画に反映させるべき内容を記録すること。		
	□ 関係機関連携加算(II)		
	障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しく		
	は特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁		
	等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、小学		
	校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度と		
	して加算		
	<留意事項通知 第二の2(1)(5の2>		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> 〇 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際に		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> 〇 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際に会する援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。	えて評価す	
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> 〇 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。 〇 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又	えて評価す よ特別支援	
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際に会する援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。	えて評価す よ特別支援	
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> 〇 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際によく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。 〇 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できる。	えて評価す は特別支援 ものである	
	 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。 ○ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できること。 ○ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を合に算定できるものであるが、就職先が就労継続 A 型及び B 型並び 	えて評価す は特別支援 ものである を行った場	
	 <留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際に会すととのであること。 ○ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できること。 ○ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を合に算定できるものであるが、就職先が就労継続 A 型及び B 型並びは支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 	えて評価す は特別支援 ものである を行った場 こ就労移行	
	 <留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。 ○ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又に学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できること。 ○ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等合に算定できるものであるが、就職先が就労継続 A 型及び B 型並びに支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 ○ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうま 	えて評価す は特別支援 ものである を行った場 こ就労移行 えで就学先	
	 <留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。 ○ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又に学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できること。 ○ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等合に算定できるものであるが、就職先が就労継続 A 型及び B 型並びに支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 ○ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえては就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものである。 	えて評価す は特別支援 ものである を行った場 こ就労移行 えで就学先	
	 <留意事項通知 第二の2(1)⑤の2> ○ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えるものであること。 ○ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又に学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できること。 ○ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等合に算定できるものであるが、就職先が就労継続 A 型及び B 型並びに支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 ○ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうま 	えて評価す は特別支援 ものである を行った場 こ就労移行 えで就学先 ではないこ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 0	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の	□いる	告示 別表
保育•教育	状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題	□いない	第3の10の3
等移行支援	等の把握を行った上で、地域において保育、教育を受けられるよう	□該当なし	
加算	支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所や集団生活を営		
	む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に		
	居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定		
	単位数を加算していますか。		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑤の3>		
	〇 加算は、訪問日に算定する。		
	○ 加算は、前向日に昇足する。 ○ 加算は、病院等への入院、福祉施設等への入所、学校へ		
	入学、死亡退所の場合は算定できない。		
	〇 加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合		
	は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点		
	に関する記録を行うこと。		
	〇 移行支援の内容は、次のようなものであること。		
	ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価		
	イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価		
	ウ具体的な移行先との調整		
	エ家族への情報提供や移行先の見学調整		
	オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の 伝達		
	カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達		
	キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整		
	ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力		
	ケ 相談支援等による移行先への支援		
	コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 1	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の	□いる	告示別表
福祉・介護	賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、	□いない	第3の11
職員処遇	障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分	□該当なし	
改善加算	に従い、所定単位数を加算していますか。		
	【厚生労働大臣が定める基準】 《参照》 (平成24年厚生労働省号・2) イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 次の掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 福祉・介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、適切な措置でした。 ② 処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出てい ③ 処遇改善加算の算定額の相当する賃金改善を実施すること (4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に高け出てい ⑤ 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せらこと (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めてい (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職でいること (三) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の代でいること (五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の代でいること (カ) 五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること (カ) 五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること (カ) (3) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善改善に関するものを除く。) 及び当該福祉・介護職員の処遇改善での見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること 日 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること (1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること (1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) がら(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) がら(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること (1) が見険質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実計 周知していること	を講 る 告れ 、	
	□ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) ・ キャリアパス要件 I、Ⅱ、Ⅲ の全て + 職場環境等要件		
	イヤリアハス安件1、Ⅱ、Ⅲ の主じ 〒 峨塚環境寺安件 を満たす		
	L		
	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件		
	を満たす		
	□ □ □ □		
	を満たす		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠		
71 福祉・介護 職員処遇 改善加算 (続き)	《参照》				
72 福祉・介護 職員等特定 処遇改善加	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合にあっては、所定の単位数の加算を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第3の12		
算	を講じてい 額8万円と 記さな人材有する 対能を のう材類の 動子が関系の 動子が である。 では である。 では である。 では である。 である。 では である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。				

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 3	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を	□いる	告示別表
福祉・介護	中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に	□いない	第3の13
職員等ベー	届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定	□該当なし	
スアップ等	の単位数の加算を算定していますか。		
支援加算	【厚生労働大臣が定める基準】《参照》(平成24年厚生労働省告示第270の2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込み額を上回り、が障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額分の2以上の基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引き上げしてる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を討いること。 (2) 事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施機実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、市届け出ていること。 (3) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届ること。 (4) 当該事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関実績を市長に報告すること。 (5) 福祉・介護職員処遇改善加算 I ~Ⅲのいずれかを算定していること (6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇でといること (5) 福祉・介護職員処遇改善加算 I ~Ⅲのいずれかを算定していること (6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善 容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇でといること (6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇でといること (6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇である。 (5) 福祉・介護職員処遇改善の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇では、(6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇では、(6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇では、(6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇である。 (5) 福祉・介護職員処遇改善の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇では、(6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇では、(6) (2) の届出に係る計画の期間では、(6) (2) の届出に係る計画の期間では、(6) (2) の届出に係る計画の期間では、(6) (2) の届出に係る計画の期間では、(6) (2) の届出に係る計画の規模などは、(6) (2) の届出に係る対域では、(6) (2) の届出に経済では、(6) (2) の用は、(6) (2) の用は、(6) (2) の用は、(6) (2) の用は、(6) (2) の用は、(6) (2) の届出に経済では、(6) (2) の用は、(6) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	・ 「	